

株式報酬に係る経済的利益の 収入計上時期の課税問題

——リストラクテッド・ストックに係る経済的利益の
収入計上時期の検討を中心に——

今 井 菜 緒

(法学専攻 リーガル・スペシャリスト・コース)

目 次

はじめに

第1章 株式報酬制度の意義と概要

第1節 わが国における株式報酬制度

第2節 株式報酬に対する課税上の取扱い

第2章 所得税法36条の年度帰属をめぐる学説及び判例

第1節 所得税法36条の解釈

第2節 所得税法36条をめぐる主要な最高裁判決

第3章 米国親会社ストック・オプション判決の紹介と検討

第1節 米国親会社ストック・オプション判決の紹介

第2節 学説上の評価

第4章 リストラクテッド・ストックへの課税をめぐる裁判例・裁決例

第1節 事前交付型リストラクテッド・ストック

第2節 事後交付型リストラクテッド・ストック

第3節 裁判例・裁決例における収入計上時期の基本的な考え方

第5章 リストラクテッド・ストックに係る経済的利益の収入計上時期の

再検討

第1節 収入計上時期の判断基準

第2節 裁判例・裁決例への当てはめ

おわりに

はじめに

従来、役員や従業員に対する報酬は、金銭によることが原則とされてき

た。しかし、欧米を中心に企業経営において、成果主義が強調され、報酬と業務上の成果との連動が重視される中、株式に係る権利を報酬として付与する株式報酬が採用されるようになっていった。それら株式報酬として最も古い歴史を持つのが、新株予約権を付与するストック・オプション（以下、「SO」という。）を利用したものであり、米国では1920年代から導入されている¹⁾。これに対し、わが国では、SOの付与は長らく認められてこなかった²⁾。しかし、平成9（1997）年の商法改正によりSOが導入されて以降、その普及が進むとともにその課税関係をめぐる法的紛争が多発することとなった。その後、最高裁平成17年1月25日判決³⁾（以下、「米国親会社SO判決」という。）がSOに係る経済的利益の所得区分は給与所得に該当する旨を判示し、これがリーディングケースとなった。また、SOについては、令和5（2023）年に信託型SOに関する課税上の取扱いが問題となったことも記憶に新しい。これについては、国税庁が、信託型SOについて納税者が前提としていたとされる課税上の取扱いとは異なる見解を示したことから、大きな混乱を招くことになった⁴⁾。

そして、近年では、SOを付与された場合には、その権利行使時に資金を必要とする等の理由から、現物株式そのものを報酬として直接交付する手法の株式報酬制度も普及してきている。そのため、2010年代以降は、SOに代わってこれらの課税関係をめぐる法的紛争が多くみられるようになっており、その大部分はリストリクテッド・ストック（以下、「RS」という。）に関する事案である。

ところで、所得税法における株式報酬に係る経済的利益の従来からの課税問題としては、主に所得区分と収入計上時期が争われてきた。このうち、所得区分の問題については、米国親会社SO判決の判断に基づき通達等の整備も進められた。一方で、収入計上時期の問題に関しては、租税特別措置法（以下、「措法」という。）29条の2及び所得税法施行令（以下、「令」という。）84条各項に一定の定めがあるのみで、依然として未整備な状態が続いている。しかも、これらの各規定は、いずれもわが国の商法や会社

法等の規定に基づく新株予約権や特定譲渡制限付株式⁵⁾について定めたものであることから、上記各規定が適用されない株式報酬については、結局、所得の年度帰属を定める原則規定である所得税法（以下、「法」という。）36条の解釈に従って判断することになる。しかし、過去の判例及び裁判例では、株式報酬に係る経済的利益の収入計上時期の判断において、法36条がどのように解釈適用されるのかについて、必ずしも明らかな基準を示していない⁶⁾。所得税が暦年課税を原則としていることから、その収入計上時期は、租税負担の大きさを左右する重要な問題といえる⁷⁾。このような状況は、納税者の予測可能性を損ない、日本企業における株式報酬制度の導入の妨げとなるおそれがある。

そこで、本稿においては、まず、第1章で、わが国における株式報酬制度とその課税関係を概観する。つぎに、第2章では、所得の年度帰属に関する原則規定である法36条の学説及び判例上の解釈にふれ、第3章において米国親会社 SO 判決を紹介検討する。そして、第4章では、現物株式そのものを報酬として直接交付する手法の株式報酬のうち、特にその収入計上時期をめぐる法的紛争が多発している RS に関する裁判例を紹介する。最後に、第5章において、RS を中心に、株式報酬に係る経済的利益の収入計上時期の判断基準を明らかにしたい。

第1章 株式報酬制度の意義と概要

第1章では、株式報酬制度の意義と概要についてふれたうえで、その課税上の取扱いについて概観する。まず、第1節では、わが国における株式報酬制度の現状とその類型を整理する。そのうえで、第2節において、株式報酬の課税上の取扱いについて述べる。

第1節 わが国における株式報酬制度

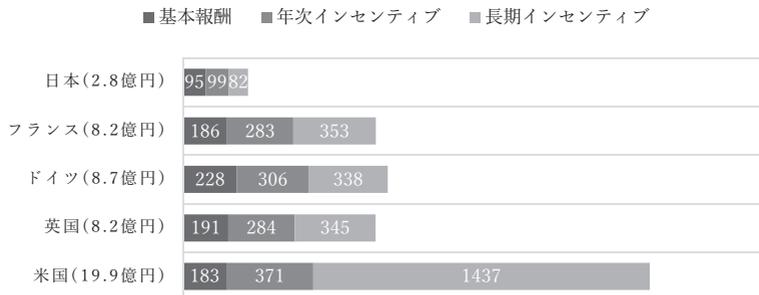
1. わが国における報酬制度の現状

わが国の経営者の報酬体系については、従来から、他の主要国と比較してその基本報酬の割合が高く、報酬が会社の中長期的な業績向上に向けた適切なインセンティブとして機能していないのではないか等の批判があった⁸⁾ことから、インセンティブ報酬の積極的な導入が主張されることとなった⁹⁾。近年では、コーポレート・ガバナンス・コード（以下、「CGコード」という。）の策定により、インセンティブ報酬の中でも特に株式報酬制度の導入と整備は、上場企業にとって避けられない急務となっており、政策的にも後押しされている¹⁰⁾。

一方で、その後も、株式報酬をめぐる課税ルールの整備は進んでいなかった。そのため、税制がその普及を阻害しているとする批判が指摘されていたが、これを踏まえて行われたのが、平成28年度及び平成29年度税制改正である¹¹⁾。しかし、これらの税制改正を経た現在もなお、わが国における売上高等1兆円以上の企業のCEO総報酬における基本報酬の割合は、欧米各国と比較すると、依然として非常に高い水準にある（図表1参照¹²⁾）。

（図表1）日米欧のCEOの報酬の構成比較

（中央値ベース）（単位：百万円）



出典：ウイリス・タワーズワトソン、『日米欧CEO報酬比較』を一部修正<<https://www.wtwco.com/ja-jp/news/2024/08/report-fy2023-comparison-of-compensation-for-ceos-between-japan-the-united-states-and-europe>>（2024年11月30日最終閲覧）。

2. 株式報酬の分類

(1) 株式報酬の類型

インセンティブ報酬には、大きく分けて、業績や株価といった一定の指標に基づいて金銭を交付するものと、金銭以外を交付するもの（以下、これを「株式報酬」という。）がある。そのうち、株式報酬は、最終的に被付与者が報酬として手にすることになる交付物が「新株予約権」なのか「株式」なのかによってさらに2つに分類できる¹³⁾。

まず、「新株予約権」の形態で付与する主な報酬類型としては、SOが挙げられる。SOは、株価が権利行使価格を上回る場合、上回った分に相当する経済的利益を得ることができることから、株価上昇に向けたインセンティブが働くことになる¹⁴⁾。

これに対して、「株式」の形態で付与する主な報酬類型（以下、「直接交付型株式報酬」という。）としては、RS、パフォーマンス・シェア、株式交付信託、持株会型株式等が挙げられる。これら直接交付型株式報酬は、株価が低水準の場合にもインセンティブ効果を発揮することができる。さらに、譲渡制限期間中においても配当や議決権を付与することが可能であり、売却処分が制限されているとしても、現実的な経済的価値を有するものを受け取ったとの実感を被付与者に与えることができるといった長所がある¹⁵⁾

(2) 直接交付型株式報酬の目的とその効果¹⁶⁾

直接交付型株式報酬を設計する場合、どのようなインセンティブを付与したいかを考えることが出発点となる。その観点としては、①株価向上へのインセンティブ、②在任継続へのインセンティブ、③業績向上へのインセンティブに大きく分類される。

①の目的がある場合には、権利付与後、株価向上へのインセンティブ効果を持続させたい期間において、当該株式（当該株式を将来受領できる権利を含む。）の譲渡その他の処分により当該株式又は権利を実質的に手放すことができない仕組み（以下、「処分不可設計」といい、当該一定期間

を「処分不可期間」という。)を設ける必要がある。これは、(a)直接交付型株式報酬の設定時点で株式を交付してしまうものの、あらかじめ設定した処分不可期間の経過後までは当該株式の譲渡その他の処分を一切禁止する方式、(b)直接交付型株式報酬の権利付与後、あらかじめ設定した処分不可期間の経過後にはじめて株式を交付する方式のいずれかの方法をとることができる。

②の目的がある場合には、一定期間内に正当な理由なく退任・退職した場合には付与された直接交付型株式報酬に係る利益を享受できなくなるような仕組み(以下、「離職制限設計」といい、当該一定期間を「離職制限期間」という。)を設けることが必要となる。これは、(a)直接交付型株式報酬の設定時点で株式を交付してしまうものの、あらかじめ設定した離職制限期間の満了までに(正当な理由なく)退任・退職した場合には当該株式を無償で没収する方式、(b)直接交付型株式報酬の権利付与後、あらかじめ設定した離職制限期間の満了までに(正当な理由なく)退任・退職していない場合にはじめて株式を交付する方式のいずれかによって対応することができる。

そして、①及び②は容易に両立することが可能であり、多くの株式報酬において、「譲渡制限期間」として一括して設けられていることが多い。これら③のインセンティブを付与することを想定しない直接交付型株式報酬の代表はRSであり、①及び②の(a)の類型の場合には事前交付型(以下、「事前交付型RS」という。)、①及び②における(b)の場合には事後交付型(以下、「事後交付型RS」という。)と大別できる。

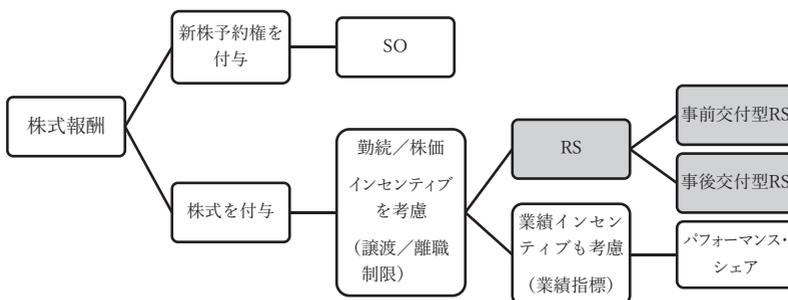
なお、③の目的も想定する典型的な株式報酬は、パフォーマンス・シェア¹⁷⁾である。これについては、一定期間における当該個人の勤務成績や会社業績などに応じて、直接交付型株式報酬に係る利益を享受できるような仕組みを設ける必要がある¹⁸⁾ことから、あらかじめ評価指標を設定すること等が必要とされる。なお、多くの場合、RSに業績条件を付した制度として導入されている。

(3) 直接交付型株式報酬の課税問題

わが国では、会社法における制限により、RS やパフォーマンス・シェアの導入の可否が法的に不明確であったため、従来の実務では、SO の付与や株式交付信託、持株会型株式が主流となっていた¹⁹⁾。しかし、平成28年度税制改正により、法人税法並びに同法施行令及び所得税法施行令において、事前交付型 RS の主な類型である特定譲渡制限付株式に関する規定が新設された。続いて、平成29年度税制改正により、事後交付型 RS やパフォーマンス・シェアについても、法人税法上、損金算入が可能となったことで、役員に対して設定した金銭報酬債権を現物出資させることによって株式を直接交付する方法での株式報酬に関するルールが整備された²⁰⁾。さらに、令和元（2019）年の会社法の改正により、取締役に対して株式の無償交付が認められた。これらの法改正を背景として、近年、株式報酬の中でも特に、RS に注目が集まっている²¹⁾。

そして、前述したように、近年の裁判例では、RS の課税上の取扱いに関して争われているものが多い。そこで、以下では、その中でも特に見解が対立している RS に係る経済的利益の収入計上時期を中心に検討するものとする。なお、後述する株式報酬の呼称は様々であるが、すべて本章における定義に基づき、事前交付型 RS 及び事後交付型 RS に該当するものとする。

(図表 2) 株式報酬の分類



出典：松尾拓也ほか編『インセンティブ報酬の法務・税務・会計——株式報酬・業績連動型報酬の実務詳解』272-275頁に基づき筆者作成。

第2節 株式報酬に対する課税上の取扱い

株式報酬に対する課税上の取扱いとしては、税制上の要件を満たす SO (以下、「適格 SO」という。) に関する措法29条の2と、税制上の要件を満たさない SO (以下、「非適格 SO」という。) 及び特定譲渡制限付株式に関する令84条が、次の通り定めている。なお、非適格 SO 及び特定譲渡制限付株式については、所得税基本通達 (以下、「所基通」という。) 23~35がその取扱いを示していることから、あわせて紹介する。

1. 租税特別措置法29条の2

平成7 (1995) 年に特定新規事業実施円滑化臨時措置法の改正が行われ、特定の株式未公開企業に限って SO の付与が可能となった。これを契機とし、税制面においても、措法29条の2として、一定の要件を付したうえで、特例措置が設けられた²²⁾。この特例措置が、いわゆる「SO 税制」といわれるものである。これにより、「適格 SO」を行使して株式を取得した場合の経済的利益については、課税が繰り延べられることとなった²³⁾。

2. 所得税法施行令84条及び所得税基本通達23~35

法36条2項は、金銭以外のものによる収入の評価について規定しており、これによれば、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の額の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額 (いわゆる時価) によって評価することとなる。ただし、特定譲渡制限付株式や、非適格 SO による経済的利益の所得区分及び収入計上時期については、以下で説明する通り、特別に令84条各項において規定しており、所基通23~35において、その取扱いを示している。

まず、令84条1項によれば、特定譲渡制限付株式は、その譲渡についての制限が解除された日に、その日における価額により収入計上される²⁴⁾。また、所基通23~35共-5の3は、特定譲渡制限付株式を交付された場合の収入計上時期について、令84条1項の解釈を補足説明している。

つぎに、令84条3項によれば、非適格 SO を与えられた場合には、その行使の日において、経済的利益を算定し、収入計上される²⁵⁾。また、所基

通23～35共－6の2は、非適格SOを与えられた場合の収入計上時期について、令84条3項の解釈を補足説明している。なお、令84条は、いかなる場合にも付与時における収入計上を否定しているように解することができる。つまり、特定譲渡制限付株式及び非適格SOに係る経済的利益に対する課税は行使時に限るとというのが一般的な解釈といえる²⁶⁾。

このように、SO及び特定譲渡制限付株式に係る経済的利益の収入計上時期については、別段の定めとして措法29条の2や令84条等に定めが置かれているものの、その他については、特に法令上の定めがない。したがって、その課税上の取扱いは、所得税法の本法の定めによることとなる。特にその収入計上時期については、所得の年度帰属に関する原則規定である法36条の解釈に委ねられる。そこで、第2章では、法36条について、所得の年度帰属をめぐる学説及び判例を紹介する。

第2章 所得税法36条の年度帰属をめぐる学説及び判例

第1章では、株式報酬制度の意義と概要について、株式報酬制度の導入の経緯や類型、そして課税上の取扱いについて概観した。第2章では、株式報酬に係る経済的利益の収入計上時期を考えるに当たって前提となる、法36条の所得の年度帰属の原則規定の解釈について論じることとする。第1節では、法36条の解釈に関する基本的な考え方や学説についてふれる。第2節では、第1節を踏まえて、主要な3つの最高裁判決を取り上げて、その考え方を明らかにする。

第1節 所得税法36条の解釈

法36条1項は、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」と規定している。所得の年度帰属は、この条文の解

積によることになる。

ところで、所得の年度帰属の考え方としては、会計上の収益計上基準である「現金主義」と「発生主義」とがある。「現金主義」は、現実に現金を収受したときを基準とし、「発生主義」は、収益が発生した時を基準とする考え方である²⁷⁾。ただし、今日の経済社会では、信用取引が支配的であること等から、現行の会計制度では、発生主義によるのが妥当であると考えられている²⁸⁾。この点について、法36条1項が「収入すべき」という文言を用いていることの意味は、一般に、所得税法では、原則として現金主義を排除し、発生主義を採用する旨を明らかにしていると解される²⁹⁾。

しかし、現金主義が現金の収受時という単一のタイミングしかあり得ない一方で、発生主義は、発生の事実の解釈によって複数のタイミングを基準として観念しうる³⁰⁾。すなわち、発生主義は収入が発生した時を、「現実の収入があった時とは異なる何らかの客観的な基準で決める」という考え方を示しているのみであり、それはいわば外枠に当たる考え方ではない。したがって、そこに何らかの具体的な基準を持ち込むことで、ようやく基準として機能するものとなっている³¹⁾。

この具体的な基準としては、租税法上は、「収入すべき権利が確定した時」を所得の発生の時とする「権利確定主義」を原則とする考え方がとられている³²⁾。これは、何らかの所得について課税のタイミングが争われたときに、「権利の確定」という法的な基準で判断できることを根拠としている³³⁾。この権利確定主義は、昭和26(1951)年に発遣された旧所基通194が、「収入金額」の意味につき、「収入金額とは、収入すべき金額をいい、収入すべき金額とは、収入する権利の確定した金額をいう」とする解釈を提示したことがその根拠の起源となったものといわれている³⁴⁾。その後の通達改正により、現在ではもはや権利確定主義の根拠となる定めはないものの³⁵⁾、権利確定主義は所得の年度帰属に関する原則として、多くの判例・裁判例において採用されてきており、学説上も通説として位置付けられるようになった。なお、私法上違法な所得等については、そもそも権

利の確定ということ自体があり得ないことから、例外として管理支配基準が適用されるべきと考えられている³⁶⁾。この管理支配基準とは、収入として経済的利益が納税者の管理支配のもとに入った時点をもとに所得の発生の時とする考え方である³⁷⁾。

ところで、所得の年度帰属の基準として権利確定主義を原則とする立場には批判も少なくない。そして、それらは、企業会計の考え方に依拠している場合が多い³⁸⁾。たとえば、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」は、権利義務の年度所属と費用収益の年度所属が会計期末において必ずしも一致しないことから、権利確定主義の採用がときとして企業の合理的運営に影響するきらいがあると指摘している³⁹⁾。

しかし、権利確定主義の原則としての適用を否定する場合、それを代替する判断基準が必要となる。これについて有力な見解に、企業会計を根拠とし、「所得の実現」や「実現主義」といった、「実現」という概念で捉えるべきという主張（以下、これらを「実現概念」という。）がある⁴⁰⁾。これらの主張は、主に以下の3つの点を論拠としている。

まず、1つ目に、所得の年度帰属が、原則として納税者が選択した合理的な会計処理基準（企業会計）に依存していることである⁴¹⁾。2つ目に、そもそも権利確定主義が、租税法の統一の運用の必要性から導き出されたリーガル・テストとしての性格をもつことが指摘される⁴²⁾。そして、最後に、法36条をめぐる最高裁判決が、その判旨において、「所得の実現」という文言を用いていることが挙げられる。特に谷口勢津夫教授は、それらの判例を根拠として、権利確定主義及び管理支配基準は、「所得の実現」という主要事実を推認させる間接事実として性格づけられるとする実現概念を主張されている⁴³⁾。この主張については、第2節の、法36条をめぐる最高裁判決の紹介の部分で再度ふれることとする。

第2節 所得税法36条をめぐる主要な最高裁判決

第2節では、年度帰属の原則規定である法36条の解釈をめぐる主要な3

つの最高裁判決を紹介検討する。

1. 最高裁昭和49年3月8日判決⁴⁴⁾ (以下、「昭和49年最判」という。)

本件は、雑所得として課税の対象とされた金銭債権が後日回収不能となった場合における徴収税額についての不当利得の成否が争われた事案である。この事案において最高裁は、「旧所得税法……10条……は、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があつたものとして、右権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される。」と判示した。そして、「所得税は経済的な利得を対象とするものであるから、究極的には実現された収支によつてもたらされる所得について課税するのが基本原則であり、ただ、その課税に当たつて常に現実収入のときまで課税できないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期しがたいので、徴税政策上の技術的見地から、収入すべき権利の確定したときをとらえて課税することとしたもの」という判断を示した。

この昭和49年最判は、法36条が権利確定主義を採用しているとしたうえで、これを「収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があつたものとして、右権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するという建前」として初めて所得の年度帰属の原則として位置づけたものである。谷口教授は、本判決が、権利確定主義が、「収入すべき権利の確定」をもって「所得の実現」があつたものと認めるという判断構造を内包していると指摘されている⁴⁵⁾。そして、収入金額要件の解釈によって定立された年度帰属の判定規範は、権利確定主義それ自体ではなく、「所得の実現」があつた年度に所得が帰属すると判定すべきであると主張されている⁴⁶⁾。

2. 最高裁昭和46年11月9日判決⁴⁷⁾ (以下、「昭和46年最判」という。)

本件は、利息制限法による制限を超過した未収の利息・損害金に対する課税の許否が争われた事案である。この事案について最高裁は、まず、

「金銭消費貸借上の利息・損害金債権については、その履行期が到来すれば、現実にはなお未収の状態にあるとしても、……課税の対象となるべき所得を構成すると解されるが、それは、特段の事情のないかぎり、収入実現の可能性が高度であると認められるからである」とした。しかし、制限超過の利息・損害金は、その基礎となる約定自体が無効であるため、「収入実現の蓋然性があるもの」ということはできず……たとえ約定の履行期が到来しても、なお未収であるかぎり、旧所得税法10条1項にいう『収入すべき金額』に該当しないものというべきである（もつとも、これが現実に収受されたときは課税の対象となるべき所得を構成する……）」と判示した。

本判決について検討してみると、最高裁は、まず、私法上無効な制限超過の利息・損害金については、それが現実に収受された場合には、「収入実現の蓋然性があるもの」ということができることから、その時期に課税の対象となるべき所得を構成するとした。これに対して、未収の場合には、「収入実現の蓋然性があるもの」ということはできず、課税の対象となるべき所得とはみなされないとしている。この昭和46年最判で示された考え方は、一般に管理支配基準と呼ばれ、権利確定主義を適用できない場合の例外基準として位置付けられている。また、本判決は、付随的にはあるが、私法上有効な利息に係る所得の年度帰属に関しては、履行期の到来により、その時点で原則として「収入実現の蓋然性」が認められるという考え方を示した。この点について、谷口教授は、昭和49年最判及び昭和46年最判の2つの最高裁判決が中心となり、私法上有効な所得については、「収入すべき権利の確定」をもって「収入実現の蓋然性」あるいは「所得の実現」があったものと認めるという判断構造を内包する基準（権利確定主義）を示したと指摘されている⁴⁸⁾。

3. 最高裁昭和53年2月24日判決⁴⁹⁾（以下、「昭和53年最判」という。）

本件は、賃料増額請求にかかる増額賃料等の計上時期が争われた事案である。この事案について最高裁は、旧所得税法が権利確定主義を採用しているものと解されるとしたうえで、「右にいう収入の原因となる権利が確

定する時期はそれぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである」とした。そして、増額賃料債権については、原則として、右債権の存在を認める裁判が確定した時にその権利が確定するものと解するのが相当であるものの、権利確定主義の採用目的に鑑みれば、「係争中であつても、これに関しすでに金員を収受し、所得の実現があつたとみることができる状態が生じたときには、その時期の属する年分の収入金額として所得を計算すべき」とした。そのうえで、「仮執行宣言付判決……により……債権者は、未確定とはいえ請求権があると判断され執行力を付与された判決に基づき有効に金員を取得し、これを自己の所有として自由に処分することができるのであつて、右金員の取得によりすでに所得が実現されたものとみるのが相当である」と判示した。

本判決を検討してみると、最高裁のいう「自己の所有として自由に処分することができる」というのは、文脈からして、「所得の処分可能性」を意味していると解される⁵⁰⁾ことから、「所得の実現」のためには、所得の「処分可能性」を有することが要件とされたといえる⁵¹⁾。谷口教授は、この考え方は、所得の処分可能性を確実に自分のものにしたことによる所得の人的帰属の確定を意味するという見解を示されている⁵²⁾。

さしあたり私見を述べると、金融取引、特に株式報酬に関する裁判例を見るに、権利確定主義はリーガル・テストとして十分に機能しなくなっていることが指摘できる。よって、権利確定主義の適用に拘泥するのではなく、企業会計を根拠とした実現概念を原則として適用すべきものとする。しかし、実現概念が、実際の訴訟において、法的基準として役立つ可能性が高いことには変わりない⁵³⁾。そのため、訴訟における主張立証の場面を想定して、谷口教授の見解を採用すべきであるとする⁵⁴⁾。そして、このような私見を立証するため、第5章において、まず、権利確定主義の原則としての適用に、より詳細な検討を加える。そして、RSに係る経済的利益の収入計上時期を判断するに当たって、実現概念をどのように観念するかを論じることとする。

以上のように第2章では、法36条の解釈として、判例において、原則的には権利確定主義が、例外として管理支配基準が採用されている旨を紹介した。また、昭和56年最判が、「所得の実現」のためにはその所得が「処分可能性」を有することを要件としたことにふれた。次の第3章では、株式報酬に係る経済的利益の課税関係のリーディングケースである米国親会社 SO 判決を紹介検討する。なお、権利確定主義は、所得の年度帰属の原則であるが、株式報酬に係る経済的利益については、収入計上時期の問題として考えることになる。

第3章 米国親会社ストック・オプション判決の紹介と検討

第3章では、株式報酬に係る経済的利益の課税関係のリーディングケースである米国親会社 SO 判決の紹介と検討を行う。なお、本件はその経済的利益の所得区分が最大の争点となった事案であるが、本稿の主眼である年度帰属、すなわち収入計上時期に絞ってふれることとする。まず、第1節では、本件の事実関係や裁判所の判断について紹介をする。そして、第2節において、SO に係る経済的利益の収入計上時期に関する学説上の見解や本判決の評価を整理検討する。

第1節 米国親会社ストック・オプション判決の紹介

1. 事案の概要

X（原告、被控訴人、上告人）は、米国法人A社の日本法人として設立され、A社が発行済株式の100%を保有するB社の代表取締役を務めていた。Xは、B社在職中に、A社からSOを付与されたことから、本件SOを行使し、それぞれの権利行使時点におけるA社の株価と所定の権利行使価格との差額に相当する経済的利益（以下、「本件権利行使益」という。）を取得した。そして、本件権利行使益が一時所得に当たるとしてその税額を計算して確定申告をしたところ、Y税務署長（被告、控訴人、被上告

人)が、本件権利行使益が給与所得に当たるとして、上記各年分の所得税につき増額更正をしたことから、主として本件権利行使益の所得区分が争われた事案である。

なお、本件 SO の内容は以下のとおり。

本件 SO の内容

- ・被付与者の生存中は、その者のみが SO を行使することができ、その権利を譲渡し、又は移転することはできない。
- ・被付与者は、付与日から 6 か月間はその勤務を継続することに同意するものとされている。

2. 判 旨

(1) 東京地裁平成15年 8 月26日判決⁵⁵⁾ (以下、「地裁判決」という。)

本判決は、主たる争点であった本件権利行使益の所得区分について、一時所得に該当すると判断した。そのうえで、収入計上時期については、「SO 自体が将来の期待権として経済的価値を有することは当時者間に争いがなく、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するものとするいわゆる包括的所得概念の下では、このような期待権も経済的利得である以上、所得を構成するとみる余地があることは否定できない」として付与時における SO 自体の経済的価値を肯定した。しかし、「SO 自体に経済的価値があり、それが課税の対象となるとしても、その経済的価値は、付与会社から労務の対価として提供された時点において……期待権の経済的価値として把握されるべきであって……権利行使益の額をもって……SO 自体の経済的価値と評価することには、合理性があるとはいえない。」と判示した。

(2) 東京高裁平成16年 2 月19日判決⁵⁶⁾ (以下、「控訴審判決」という。)

本判決は、本件権利行使益は給与所得に該当すると判断し、一時所得に該当するとした地裁判決を取り消し、X の請求を棄却した。そのうえで、

収入計上時期について、「SO は……予約完結権であり、それ自体は、株式の引渡しを請求できる権利ではなく、株式譲渡契約を成立させることのできる権利にすぎないのであって、譲渡が禁止され、換価可能性もないのであるから、このような SO 自体が所得税の担税力を増加させる経済的利益たる『所得』に該当し、その付与によって被付与者に現実の収入があったとみることはできないし、その付与時に現実の収入の原因となる権利を被付与者が取得したものであるということもできない。」と判示した。また、X の、いわゆる疑似 SO のうちの成功報酬型ワラントが支給時に課税されることから、SO についても同様の取扱いをすべきとの主張については、「ワラントは、有価証券上の権利として、本来的に譲渡性があり、市場における経済的価値を有するため、担税力の点で SO とは異なる。」と反論した。

(3) 最高裁平成17年1月25日判決⁵⁷⁾

最高裁は、「本件 SO 制度は、B 社グループの一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられているものであり、B 社は、X が職務を遂行しているからこそ、X に対して本件 SO を付与したものであって、本件権利行使益は X が職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることは明らかである。」と判示し、本件権利行使益は給与所得に該当するものとした。なお、最高裁は、収入計上時期に関して何ら判断を示していない。

第2節 学説上の評価

SO に係る経済的利益については、主に権利付与時や権利行使時における未実現の利益に課税することに争いが生じる⁵⁸⁾。米国親会社 SO 判決の地裁判決は、SO 自体の経済的価値を肯定し、SO の権利付与時における給与所得課税の理論的可能性を示唆した。また、控訴審判決は、SO 自体は、「譲渡が禁止され、換価可能性もない」ことを根拠に、付与時における収入計上を否定した。この点について、控訴審判決は、「譲渡性」及び

「換価可能性」を有することを収入計上時期の判断要件として設定しているといえる。

1. 付与時における収入計上の可能性

付与時における収入計上を考えるにおいては、SO の性質をどのように考えるかが重要といえる。まず、SO について、コール・オプションが特定の株式等を一定の価格（権利行使価格）で買い取る権利であるとすると、その意味では SO と同様であり、コール・オプションに一定の価値が認められることとの関係でも SO に経済的利益がないとはいえないとする見解⁵⁹⁾がある。また、SO 自体は、その行使に制約があるとしても、付与時点において法律上の権利として所有が確定しているものであり、SO は税法上の経済的価値のある財産に該当するという見解⁶⁰⁾もみられる。これらの見解に直接的に基づけば、SO の権利行使益は、含み益にすぎないとされ、SO はその付与時に収入計上し、所得税の課税の対象とすべきとする主張も成り立つであろう。

しかし、SO の付与時点では会社の株価が権利行使価格を上回るかどうか不透明である。そして、たとえ株価が権利行使価格を上回る見通しがあつたとしても、権利行使が行われるか否かは依然として不確実である⁶¹⁾という SO 特有の事情も存在する。そのため、付与時における収入計上は SO をめぐる裁判例においては採用されておらず、学説においてもこれを肯定する見解はあまりみられない。

2. 権利行使時における収入計上

学説においては、控訴審判決の判断と同様の立場を採るものが多い。これは、SO 自体の経済的価値を認めつつも⁶²⁾、「権利」の取得それ自体を「現実の収入」とみるためには、それにふさわしい担税力の増加が認められる「換価可能性」のある「権利」をもって収入する場合であることを要する⁶³⁾というものである。これらの学説は、SO を付与されたこと自体で従業員等の担税力が増加したと見るのは相当ではなく、その権利行使により現実に権利行使益が得られて初めて所得が実現したものと解するのが相

当と主張する⁶⁴⁾。その根拠としては、① SO は、予約完結権であり、譲渡が禁止され、換価可能性もないこと⁶⁵⁾ や、② 当該従業員にとって、SO の行使は義務ではない⁶⁶⁾ こと、さらには、③ SO は、金融工学上の手法を用いてその経済的価値を計算し得るとしても、現実はその価額で換価できるというものではない⁶⁷⁾ こと等である。

第3章では、米国親会社 SO 判決の地裁判決及び控訴審判決について、SO に係る経済的利益の収入計上時期に関する判断を紹介した。なお、いずれの判決も、SO そのものの経済的価値については否定しておらず、学説においても、その経済的価値を認めた上で、収入計上時期についての見解が分かれている。また、本件控訴審判決においては「譲渡性」「換価可能性」を基準として収入計上時期を判断すべきである旨が述べられている。この点について、「譲渡性」を「処分可能性」と同義に解しているものと思われ、その点が次に述べる RS の収入計上時期の判断基準の参考となる。

第4章 リストリクテッド・ストックへの課税をめぐる 裁判例・判決例

第4章では、事前交付型 RS と事後交付型 RS に分けて、それぞれの裁判例と判決例と、それに対する学説を紹介検討する。第1節では、事前交付型 RS について、東京地裁平成17年12月16日判決及び東京地裁平成24年7月24日判決を取り上げる。第2節では、事後交付型 RS について、東京地裁平成27年10月8日判決及び国税不服審判所平成24年7月24日判決を取り上げることとする。

第1節 事前交付型リストリクテッド・ストック

1. 東京地裁平成17年12月16日判決⁶⁸⁾（以下、「平成17年判決」という。）

(1) 事案の概要

本件は、原告 X が、勤務先会社の米国親会社（以下、「C社」という。）

から付与された「リストラクテッド・ストック（以下、「RS」という。）」の譲渡制限が解除されたことにより受けた利益の収入すべき日等を争った事案である。具体的には、Xは、換価可能性は必ずしも所得課税の要件とされているものではないこと、勤務会社から譲渡制限のない株式を付与された場合には、その付与された時点での株価相当額が給与所得として課税されることとの均衡等の諸点に照らして、付与されたRSは、譲渡制限付であったとしても、配当受領権及び議決権を有していたことから、経済的利益は付与日に発生しており、付与日を収入計上時期とすべきと主張した。これに対し、被告は、制限解除日をもって収入計上時期とすべきと主張した。

なお、本件RSの内容は以下のとおり。

本件RSの内容

- ・本件RS又は本件付与契約に基づき付与された株式は、帰属確定日まで売却等ができない（以下、本件付与契約締結日から帰属確定日までの期間を、「制限期間」という。）。
- ・被付与者が死亡等を除く理由で退職した場合等には没収される。
- ・本件RSを証する株券は、エクスロー・エージェントとしてのC社の総務部長に交付・預託される。また、被付与者名義で譲渡制限株式帳簿に記入・登録され、制限期間が満了するまでエクスロー・エージェントが保管する。
- ・被付与者は、制限期間中、本件RSについて、売却等の権利を除き、RSに係るすべての株主権（議決権及び配当受領権）を有する。

(2) 判 旨

本判決は、法36条がいわゆる権利確定主義を採用しているとしたうえで、権利確定主義という収入の原因となる権利が確定する時期は、「それぞれの権利の特質を考慮し決定されるべき」とする昭和53年最判を引用した。そして、① Xは本件付与日以降、本件RSを売却等する権利を除く全て

の株主権を有すること、② 本件 RS については、X 名義で譲渡制限株主帳簿に記入・登録されること、③ X が制限期間中に日本子会社（以下、「D 社」という。）を退職したとき等には本件 RS は没収されることにふれ、「本件付与によって X が同ストックに係る株主としての権利を取得した可能性も否定できない」と判示し、付与日における収入計上の可能性を示唆した。

しかし、本件 RS が、① 譲渡制限解除のためには、X がフルタイムの勤務形態で雇用契約を継続すること等の条件が付されており、これに反すれば本件 RS も没収されること、② 本件 RS に係る株券は、C 社総務部長に交付・預託されており、X は本件制限解除日までその交付を受けることはできず、処分することも事実上不可能であったこと、③ 本件 RS の趣旨に照らし、一般の譲渡制限付株式の場合に認められる株式買取請求権等の行使は、想定されていなかったこと、④ D 社担当者は、本件付与日における本件 RS の付与価格をいずれも 0.00 ドルとしており、制限解除前の本件 RS は市場価格が形成されないものであると認められること等の性質を有することを指摘した。そして、これらを踏まえれば、本件制限解除に至るまでの X は、「形式上 C 社の株主であるとはされているものの、その保有する株式を処分することも、株式買取請求権等の行使によって株式の処分に替えてその価値を取得することもおよそ不可能な状況に置かれていたものというべきであるから、このような時点において、株式の経済的価値を取得するに至ったと評価することはできず、むしろ、本件 RS に係る経済的利益の取得は、本件制限解除によって初めて現実化したもの」として、制限解除日に収入計上すべき旨を判示した。

なお、X の、権利等の換価可能性は必ずしも所得課税の要件とされているものではないとの主張に対しては、「換価可能性は所得課税の担税力を裏付けるものとしても重要であって、換価可能性ないし経済的評価可能性の全く認められない段階で課税することは、納税者にとってもかえって酷な結果を招くことがある」と判示した。さらに、X の、本件 RS が制限解

除日に課税されるとすれば、わが国において勤務会社から譲渡制限のない株式あるいは譲渡制限の付された株式を付与された場合にその付与された時点で課税されることとの整合性がなくなるとの主張に対しては、譲渡制限のない株式については「適正な市場価格による処分が可能」であり、譲渡制限の付された株式については「裁判所により適正な売買価格が決定され換価され得るもの」であるから本件 RS と同視し得るものではないという判断を示した。

(3) 検 討

Xは、本件 RS が譲渡制限の付された「株式」そのものであることを前提に、それが付与された時点で収入計上されるべきである旨を主張していたのに対し、被告は、本件 RS が本件制限解除時に初めて株式を取得することができる「権利」であることを前提に、本件制限解除時に本件利益を収入計上すべきである旨を主張した⁶⁹⁾。しかし、本判決は、本件契約における「権利」の法的性質に関して明確な判断を示しておらず⁷⁰⁾、権利確定主義を引用しながらも、当該事案で問題となっている所得類型あるいは取引類型に即して具体的に判断してきた判例の流れを汲んでいるといえる。

本件契約における RS は、本稿にいう事前交付型 RS に該当し、その付与時点において、譲渡制限付ではありながらも、配当受領権・議決権を有していた。しかし、本判決は、本件 RS の契約内容を吟味した上で、その RS が譲渡制限付であり、「処分」が認められていないことを重視した⁷¹⁾。

また、本判決は、所得課税において換価可能性ないしは経済的評価可能性が認められる状態における課税を行うべきであるとする見解を示している。そして、譲渡制限のない株式あるいは譲渡制限の付された株式を付与された場合との対比について述べた際には、「前者については適正な市場価格による処分が可能であるし、後者については裁判所により適正な売買価格が決定され換価され得るものである」と述べている。このことから、本件契約内容に基づき収入計上時期を検討するうえで、「換価可能性」及び「処分可能性」が重要な判断要件となったものと考えられる⁷²⁾。

2. 東京地裁平成24年7月24日判決⁷³⁾（以下、「平成24年判決」という。）

(1) 事案の概要

本件は、原告Xが、勤務先会社の米国親会社（以下、「E社」という。）から付与された「リストラクテッド・シェア（以下、「RSH」という⁷⁴⁾。）」の譲渡等の制限が解除されたことにより受けた利益の収入すべき日等を争った事案である。具体的には、Xは、権利確定日から確定申告までの間の株価及び為替相場の変動により、申告時の株式の価額が納付すべき税額を下回るに至ったときには、各申告年度末の株式の価額及び為替相場をもって収入計上時期とすべきと主張した。これに対し、被告は、権利確定日を収入計上時期とすべきと主張した。

なお、本件 RSH の内容は以下のとおり。

本件 RSH の内容

- ・ 被付与者は、当該株式の議決権及び配当受領権を各付与日に取得するものの、次の①又は②の条件が満たされるまでの間は、株券を受領せず⁷⁵⁾、当該株式の売却等を行うことができない。
 - ① 各付与日から4年後の1月末日まで雇用が継続していること。
 - ② 一定の要件に該当して退職し、かつ、各付与日の4年後の1月末日まで、E社グループの業務と競合する仕事に従事せず、E社グループの従業員を勧誘しないこと。
- ・ RSH は、被付与者が上記①及び②のいずれかの条件に反した場合にはE社により没収される。

(2) 判 旨

本判決は、法36条がいわゆる権利確定主義を採用しているとしたうえで、昭和53年最判を引用し、「ここにいう収入の原因となる権利が確定する時期は、それぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである」とした。そして、本件 RSH が、「権利確定期間中に一定の要件を満たすことによって、RSH に基づく権利が確定し没収されないものとなり、譲渡等制

限が解除されるものであるから、付与された RSH に基づく経済的利益は、権利確定日に権利が確定し、併せて、譲渡等制限が解除されることによって初めて現実化するものといえる」と根拠づけ、各権利確定日を収入計上時期とすべき旨を判示した。

また、Xの、納付すべき税額が当該株式の価額を上回る事態は、応能負担原則に反するという主張に対しては、「本件 RSH については、権利確定日……以後、Xは自由にこれを譲渡・処分することができたところ、Xの判断で本件 RSH を保有していた結果、株価の下落等によって、Xの主張する事態に陥ったとしても、それは専らXの自由な判断に起因する事情であり……Xの主張するような取扱いをすること自体、租税法律主義や租税平等主義の観点に照らして許されないといわざるを得ない。」という判断を示した。

(3) 検 討

まず、東京地裁は、「本件 RSH については、権利確定日をもって譲渡等制限が解除されたものであり、以後、Xは自由にこれを譲渡・処分することができた」と指摘した。この点から、平成17年判決と同様に、「処分」が認められる状態になったということが権利確定日を収入計上時期とする重要な根拠になったものと解される⁷⁶⁾。

しかし、平成17年判決も同様であるが、配当受領権と議決権の価値について、本判決がどのように評価したのかは明らかではない。会社法上、株式は、自益権と共益権が基本的な権利といわれており、自益権の中心は配当受領権、共益権の中心は議決権である⁷⁷⁾。配当受領権と議決権がある株式を取得しているのにも拘らず、その時点では収入計上せずに、譲渡制限が解除されたときに、そこで権利が確定したとする認定は若干違和感があるとする見解も示されている⁷⁸⁾。

第2節 事後交付型リストラクテッド・ストック

1. 東京地裁平成27年10月8日判決⁷⁹⁾（以下、「平成27年判決」という。）

(1) 事案の概要

本件は、原告Xらが、勤務先会社の米国親会社（以下、「F社」という。）から所定の転換日に同社の普通株式に転換される「ストック・ユニット（以下、「SU」という⁸⁰⁾）」の付与を受けたことにより取得した利益の収入すべき日等を争った事案である。具体的には、Xらは、転換日ではなく、社内規則に基づく株式の譲渡制限が解除された日において算定した金額を給与等の収入金額とすべき旨を主張した。これに対し、被告は、本件各株式報酬に係る給与等の収入金額は、本件各株式を取得できる権利が確定した転換日において算定すべきであると主張した。

なお、本件 SU の内容は以下のとおり。

本件 SU の内容

- ・被付与者の各 SU は、予定確定日に確定し、予定転換日に F 株式 1 株に転換される。
- ・被付与者は、SU が株式に転換されるまでは、F 株式に関し、株主となるものではないが、配当相当額の支払を受けることができる。
- ・被付与者の雇用が死亡等以外の理由で終了した場合、未確定の SU は取り消される。
- ・被付与者が予定転換日前に競業に及んだ場合等には、確定した SU であっても取り消される。
- ・被付与者は、一定の場合を除き、SU を売却等の方法で移転することはできない
- ・SU の転換に基づいて引き渡された株式は、証券取引法又は F 社グループの従業員取引ポリシーから生じる可能性のある制限を除き、あらゆる譲渡制限を受けない。
- ・被付与者は、SU の転換後、被付与者に発行される F 株式の受益所有者となり、議決権及び現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆる所有者としての権利を与えられる。

(2) 判 旨

本判決は、法36条がいわゆる権利確定主義を採用しているとしたうえで、「ここにいう収入の原因となる権利が確定する時期は、それぞれの権利の特質を考慮し決定されるべき」とする昭和53年最判を引用した。そして、本件SUが「給与等に係る債権」であると位置づけ、「法律上当該債権を行使することができるようになる時期」(＝履行期の到来)をもって、「収入の原因となる権利の確定があったものとみるべき」とした。さらに、「給与等に係る債権」の内容としての本件SUは、「F社に対してF株式の支払を求める権利」であるとし、その「履行期の到来」は、「取り消されることのなくなったSUに基づきF株式の支払を求めることができるようになる日」であることから、SUが以降取消されなくなる転換日が収入すべき日である旨を判示した。

また、Xらは、F社グループの従業員取引ポリシーに当たるF取引方針に基づく、ウインドウ・ピリオド⁸¹⁾内のみ譲渡が認められるという譲渡制限(以下、「本件譲渡制限」という。)により、付与契約上の譲渡制限解除後も株式を譲渡できない状況にあった。この点について、東京地裁は、SUの転換に基づいて引き渡された株式については、①証券取引法又はF社グループの従業員取引ポリシーから生じる可能性のある制限を除き、あらゆる譲渡制限を受けない旨定められていること、②F取引方針は、SUの付与対象者であるか否かに関係なく、F社グループにおけるすべての従業員等が行う有価証券又はその他の個人的取引に関する社内規則として定められているものであること等にふれ、本件譲渡制限は、当該制限がされている時点でF社従業員等であるというXらの「属人的事情ないし地位に基づくいわば『人』に対する制限であって、法令に基づく所定の者に対するインサイダー取引規制等と同様の趣旨」とした。そして、F株式を受け取るためには転換時に従業員である必要はなく、当該株式の権利移転の最終局面である転換の段階で本件譲渡制限が当然に伴うわけではないことに着目し、「本件譲渡制限は、属人的事情に着目して、F株式の処分時期

的な制限を加えるものにすぎず、F株式の権利内容自体を変更するものではない」と判断した。

(3) 検 討

本判決は、権利確定主義の適用に当たって、本件 SU を「給与等に係る債権」と位置付けたうえで、その「履行期の到来」を基準として設定した。この枠組みは、その経済的利益を確定的に実現又は取得したかを、それぞれの報酬について直接的に判断していたこれまでの裁判例とは異なり、履行期の到来という基準の導出と、その基準の当てはめの両方に権利の特質を考慮していることに特徴がある⁸²⁾。東京地裁は、「給与等に係る債権」としての SU を、「F社に対してF株式の支払を求めることのできる権利」と位置付ける。そして、その「履行期の到来」は SU が以降取り消されなくなる「転換日」とであると結論付けた。

しかし、本件 SU についても、他の株式報酬と同様に、多様な要素から構成されている。たとえば、被付与者は、転換日前であっても配当相当額の金銭を受け取ることができることから、付与時点における SU 自体の経済的価値も否定できない。平成17年判決が契約における「権利」の法的性質に関して明確な判断を下さなかったように、株式報酬における「権利」が複合的なものである以上、「権利の確定」という概念を直接適用し、本件付与契約における「権利」を明確に観念することには無理があるといえる。

2. 国税不服審判所平成24年7月24日裁決⁸³⁾（以下、「平成24年裁決」という。）

(1) 事案の概要

本件は、請求人 X が、以前勤務していた日本子会社及びその米国親会社（以下、「G銀行」という。）等を含む企業グループ（以下、「Gグループ」という。）の株式報酬制度に基づき「リストラクテッド・エクイティ・ユニット（以下、「REU」という⁸⁴⁾。）を付与されたことにより取得した利益の収入すべき日等を争った事案である。具体的には、X は、議決権や配当受領権等を取得した株式の入庫日が収入計上時期であると主張した。こ

れに対し、処分行は、株式を受領する権利が確定したのはベストイング日であることから、同日を収入計上時期とすべきと主張した。

本件 REU の性質は以下のとおり。

本件 REU の性質

- ・ REU は、イニシャルアワード及びエクセプショナルアワードの2つのアワード（以下、これらをあわせて「各アワード」という。）により構成され、この各アワードは、G株式1株の価格と1単位当たりの価値が同等であるノーショナルG株式により構成される。
- ・ 「ベスト」とは、各アワードが取り消されなくなることをいう。
- ・ 付与日から「ベスト」されるまでの間に、被付与者が一定の違反行為を原因として解雇された場合等には、各アワードは取り消される。
- ・ 被付与者は、「ベストイング日」までは、付与された各アワードを売却等することはできない。
- ・ 「ベストイング日」において、被付与者は、G株式又はベストしたノーショナルG株式の価値（1株当たりの価値がベストイング日のG株式の株価と同等のもの）に応じた金銭を受領する資格を有することとなる。（その内訳は付与者の裁量により決定し、請求人は入庫日に内訳を知った。）

(2) 裁決例の要旨

本裁決において審判所は、「米国税制上の……源泉徴収債務等に充てられる金額及び後日支給する各金員を、区分した各株数を基にH社が独自に採用した株価及び為替レートを用いて、それぞれ米国ドル又は日本円で計算していること、及び、上記入庫日より前に請求人がベストされた本件各アワードに係るG株式の全部又は一部の支給を受けた事実を認めることができず、……同日に本件G株式が請求人の証券口座に入庫され、請求人が株主としての地位を取得したと認められることからすれば、ベストされた本件各アワードに係る最初の決済日である入庫日……に、請求人が、……現物株式である本件G株式を無償で取得したことによる利益、及び……本

件G株式以外の株式を各金員に換えて支給等を受ける権利が確定し、担税力のある所得が実現したとするのが相当である。」と判断した。

また、「決済手続きが終了するまでの間は、請求人が、……どれほどの株数を現物株式で支給を受け、又は、いくつの株数について金員で受け取るのかという決定及び計算自体も、本件プランの運営者であるH社の裁量に委ねられていることを併せ考えれば、バッシング日においては、……請求人にいかなる経済的利益が実現したのかが客観的に明らかとはいえず、請求人がG銀行の株主が有する権利と同じ権利を取得したともいえない」ことから、バッシング日に「担税力のある経済的利益が生じ、収入の原因となる権利が確定したというのは相当でなく、入庫日が収入計上時期であるという判断を示した。

(3) 検 討

本件は、バッシング日においてその権利が取り消されなくなることが確定するものの、入庫日までは取得する株式及び金銭の内訳が被付与者にも不明な状態であった事案である。審判所は、バッシング日には「いかなる経済的利益が実現したのかが客観的に明らかとはいえず」、「G銀行の株主が有する権利と同じ権利を取得したともいえない」と判断した。この判断は、昭和53年最判が、「貸貸人である納税者に増額賃料に関し確定申告及び納税を強いることは相当ではなく、課税庁に独自の立場でその認定をさせることも相当ではない」と判示し、客観的かつ明確な収入金額の算定可能性の存在を求めている⁸⁵⁾ こととも整合する。また、本裁決も、明確に定義こそしていないものの、本件株式報酬に係る「権利」を見出し、それを「株主と同等の株式を取得する権利」であるとしているものと考えられる。

第3節 裁判例・裁決例における収入計上時期の基本的な考え方

これまで述べてきたように、RSへの課税をめぐる裁判例や裁決例においては、権利確定主義に当てはめるために「権利」を明確に観念する判決

と、「権利」を明確に観念することを避け、法36条の解釈に基づき直接的に判断する判決及び裁決に分かれている。前者は、平成27年判決に代表される。この判決は、「給与等に係る債権」としてのSUを、「F社に対してF株式の支払を求めることのできる権利」と位置付けたことに特徴がある。一方、後者は、平成17年判決や平成24年判決に代表される。これらの判決は、当該契約における「権利」の法的性質に関して明確な判断を示していない。また、事前交付型RSであるか事後交付型RSであるかに拘わらず、その収入計上時期は「換価可能性」ないし「経済的評価可能性」及び「処分可能性」により判断されたといえる。

以上のように、第4章では、RSへの課税をめぐる裁判例や裁決例を、事前交付型RSと事後交付型RSに分けて紹介検討した。これを踏まえて、第5章では株式報酬、特にRSに係る経済的利益の収入計上時期のあり方について再検討する。

第5章 リストリクテッド・ストックに係る経済的利益の 収入計上時期の再検討

第5章では、改めて、株式報酬、特にRSに係る経済的利益の収入計上時期の判断基準を検討する。そのうえで、前章で紹介した裁判例及び裁決例にそれを当てはめて、判断基準の妥当性の検証を行う。まず、第1節では、収入計上時期の判断基準について検討する。その中で、まず、判例・通説において所得の年度帰属の原則的な判断基準とされてきた権利確定主義の考え方を論じる。そのうえで、裁判例で具体的な判断基準として度々言及されてきた「換価可能性」や「処分可能性」を判断基準とすることの妥当性を検討する。そして、第2節では、第1節で明らかにした判断基準を、第4章で紹介検討したRSへの課税をめぐる裁判例及び裁決例に対して当てはめを行い検証する。

第1節 収入計上時期の判断基準

1. 「権利確定主義」の観点から

前掲のRSへの課税をめぐる裁判例・裁決例によれば、まず、法36条について権利確定主義をどのように適用するか、という点で見解が2つに分かれる。1つ目は、その事実関係を「権利の確定」に当てはめるために当該株式報酬における「権利」を観念するものである。そして、2つ目は、「権利」を明確に観念することを避け、具体的な事実関係に基づき判断するものである。これらを検討するにおいては、まず、法36条を解釈するに当たって権利確定主義をどのように考えるかを明らかにしなければならない。以下、その点について検討してみる。

昭和40年代以降、権利確定主義は、多くの判例・裁判例等において採用され、学説上も通説として定着してきた。しかし、第2章においてふれたように、所得の年度帰属の原則として権利確定主義には批判も多い⁸⁶⁾。このような状況を鑑み、学説においては、所得の年度帰属の判断基準としての権利確定主義が不要であるという見解すら存在する⁸⁷⁾。このような見解は、法36条の文理解釈からは権利確定主義が明確に導き出せないこと⁸⁸⁾や、租税法上の所得は、私法上の権利やその確定をそのままその内容としているものでなく、経済上の概念である経済的効果を内容としたものであること⁸⁹⁾等を根拠としている。

一方で、権利確定主義の画一的な適用については否定しながらも、その所得の年度帰属の原則としての存在そのものは認める立場もある⁹⁰⁾。これらの見解は、おおむね、実現概念に依拠している⁹¹⁾。ただし、その中でどのように権利確定主義を考えるかについては、次のようにさらに2つの見解がある。

まず、1つ目に、権利確定主義を単なる包括的かつ形式的な概念として捉えるものである⁹²⁾。これらは、裁判例において、権利確定主義という概念を用いつつも、実質的な判断は必ずしも厳密な権利の確定を意味していないことを指摘する見解である⁹³⁾。2つ目は、谷口教授の主張する、権利

確定主義及び管理支配基準は、「所得の実現」という主要事実を推認させる間接事実として性格づけられるという見解である⁹⁴⁾。谷口教授は、「権利の確定」が、所得の実現を強く推認させるという意味で、重要な間接事実であるとしながらも、権利確定主義と管理支配基準とは、収入金額計上時期の判定規範としての実現主義の下で、所得の実現という主要事実を推認させる間接事実の認定基準として、あくまでも法的な議論のレベルでは同様の性格付けを与えられるべきとし、両者を相互補完的に適用すべきと主張されている⁹⁵⁾。この見解は、権利確定主義の画一的な適用は否定しながらも、「権利の確定」という事実の重要性を考慮しているという点で、有用な見解であるといえる。

私見としても、権利確定主義を所得の年度帰属の原則基準として画一的に適用すべきでないとする。そして、そのかわりに、実現概念を所得の年度帰属ないしは収入計上時期の判断基準として採用すべきである。さらに、訴訟における主張立証の場面では、権利確定主義は有用な判断基準となり得ることを考慮し、あくまで「所得の実現」を基本とする谷口教授の上述の見解を支持する。

ここで、株式報酬に係る経済的利益に対して、法36条を適用するに当たっては、どのように考えたらよいかについても検討しておく。米国親会社 SO 判決における議論において、SO 自体は、その行使に制約があるとしても、付与時点において法律上の権利として所有が確定しているとする見解⁹⁶⁾がある。また、RS についても、権利確定主義のもとでは、譲渡制限付株式の評価額相当額の所得が給付の年に帰属し、翌年の譲渡制限の解除による経済的利益は未確定のキャピタル・ゲインとして課税の対象とはならないと解すべきとする見解がみられる⁹⁷⁾。このように、株式報酬において「権利」を定義しようとすれば複数の解釈が生まれる余地があり⁹⁸⁾、権利確定主義を私法上の解釈としての「権利の確定」のみで当てはめることには限界がある。この点を踏まえれば、納税者の予測可能性の確保の観点から、株式報酬の付与契約における「権利」を明確に観念することは、

妥当とはいえない。したがって、株式報酬に係る経済的利益の収入計上時期を判断するに当たっては、実現を基準とする谷口教授の見解が妥当するものとする。

なお、株式報酬に係る経済的利益の収入計上時期の判断に当たっては、権利確定主義は、間接事実として機能しない。そのため、所得がいつ実現したかを判断するに当たっては、新たな基準が必要である。したがって、次に、裁判例が示した「換価可能性」と「処分可能性」が、判断要件となり得るかを検討する。

2. 裁判例における判断要件の妥当性の検討

(1) 所得の「換価可能性」

米国親会社 SO 判決の控訴審判決は、「換価可能性」に言及し、SO に係る経済的利益の収入計上時期を判断した。また、RS に関する平成17年判決は、「換価可能性ないし経済的評価可能性」の認められる段階での収入計上が相当であるとした。そこで以下では、株式報酬に係る経済的利益について「換価可能性」を要件とすることの妥当性を検討する。

まず、法36条2項が、収入金額のうち「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」について取得又は享受の時における価額（時価）による旨を定めていることから、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」について「市場を通じた測定」を予定していると解される⁹⁹⁾。したがって、所得の「測定可能性」については、法36条2項の解釈から導くことができる。この点、平成17年判決が、所得課税は「換価可能性ないし経済的評価可能性」の認められる段階で行われるべきだとしている点が注目される。これについて、「測定可能性」を「経済的評価可能性」と言い換えることも可能である。一方で、法36条をめぐる判例においては、「換価可能性」という判断基準は示されておらず、「測定可能性」または「経済的評価可能性」を「換価可能性」と同義として言い換えることが可能かという点については疑問が残る。この点について谷口教授は、「所得税の納付が金銭給付である以上、収入金額の測定可能性は、単なる測定可能性

ではなく、換価可能性を伴う測定可能性でなければならない¹⁰⁰⁾。」と指摘されており、「換価可能性」と「測定可能性」を同義と捉えていない。この点、私見としては、法36条2項の解釈及び判例から、「換価可能性」という文言を用いず、「測定可能性」(または「経済的評価可能性」という文言を用いて判断要件とすべきだと考える。したがって、法36条を適用するに当たって、「所得が実現」したとするためには、「測定可能性」を1つの判断要件とすべきである。

(2) 所得の「処分可能性」

次に、米国親会社 SO 判決における控訴審判決や、RS をめぐる裁判例は、その収入計上時期につき、「処分可能性」を判断要件としたことから、その妥当性を検討する。

第2章でふれたように、昭和53年最判において、「所得の実現」という概念は、「所得の処分可能性」という要素で捉えられている。また、渡辺伸平判事が、「税法上の所得といった場合それは単に経済上の利得というだけではならず、さらにその利得が消費および測定可能なもので、結局において個人および法人の新たな購買力……を組成するに足る程度のものではない」とし、その利得について①客観的な市場価値による測定可能性と②現実性の2つの要素を有することが要件となることを主張されている¹⁰¹⁾。これらの2つの要素は所得の「処分可能性」の重要な判断要素と考えられる¹⁰²⁾。以上により、法36条を適用するに当たって、「所得が実現」したかを判定する際には、「処分可能性」の有無も考慮されるべきである。なお、「処分可能性」を判断要件とすることで、「測定可能性」だけでは把握しきれなかった「換価可能性」も考慮することができると考えられる。

(3) リストリクテッド・ストックの処分可能性の個別的事情の考慮の限界

平成27年判決では、RS の「処分可能性」について、社内規則等による譲渡制限を考慮するか否かについても争点となっていることから、その個別的事情の考慮の限界についても検討する必要がある。

谷口教授は、所得の人的帰属と所得の年度帰属とが相互に密接に関係しているとする見解を示されている¹⁰³⁾。そして、「所得税法12条は、所得の人的帰属の判定を所得の『享受』の事実に基づいて行うことを定めているが、この事実が確定するのは、個人が所得の処分可能性を確実に自分のものにしたときであると考えられる¹⁰⁴⁾。」と主張されている¹⁰⁵⁾。私見としても、所得の人的帰属の判定をも視野に入れて所得の処分可能性の意義を明らかにしようとする場合には、収入金額の帰属する個人の置かれた地位・状況等を考慮する必要があると考える¹⁰⁶⁾。

また、昭和49年最判は、所得税の課税は、本来は「現実収入」に基づき行うべきものであるが、「納税者の恣意」の介入を防止することで「課税の公平」を叶えるために、収入計上を「現実収入」まで待たず、現実の収入はなくとも、ある程度所得が実現していることを「権利の確定」とみなすことでバランスを取るという考え方を示しているものと解される。この考え方の裏を返せば、「現実収入」の時に近い時点で、かつ「納税者の恣意」が介入しない時点における収入計上が望ましいといえる。したがって、その「処分可能性」については、「納税者の恣意」が介入せず、「課税の公平」が保たれるのであれば、「現実収入」の時に最も近い時点であるとすることも許容されるものとする。

加えて、所得の処分可能性は所得（＝担税力の増加）の本質的要素とされる¹⁰⁷⁾。一般に、生じたとされる所得の中から納期において所定の税額を納付しえないという納税の困難性が存在する場合について、税法は、他人から借金したり、あるいは債権を譲渡したりして、納税資金を用意することを、決してノーマルな状態とは考えていないであろう¹⁰⁸⁾。憲法14条1項の要請する「担税力に即した課税」と租税の「公平」ないし「中立性」を叶えるという意味でも¹⁰⁹⁾、恣意性の介入しない限りにおいて、個人の地位・状況等は考慮されるべきである。

では、どの時点であれば「納税者の恣意」が介入していないといえるか。金融商品取引法は、従業員持株会を通じた株式の買付については、「個別

の投資判断」に基づかないことを根拠としてインサイダー取引規制の対象外としている¹¹⁰⁾。この点について、RSは、基本的に納税者の意思とは関係なく「付与」されるものである。また、株式報酬は、金銭報酬に代替するものとして、「現金に代えて付与されるもの¹¹¹⁾」としての性質が強いことから、基本的には、できるだけやく現金化することが想定されている。これらを鑑みれば、社内規則による譲渡制限を含めた譲渡制限解除時における価額での収入計上に「個別の投資判断」は介入しないと考えられる。そして、その意味では、「納税者の恣意」は介入していないといえる。したがって、例えば平成27年判決についていえば、「F取引方針に基づく制限がインサイダー取引規制と同様の趣旨」とはいえるとしても、それを根拠に「属人的事情」として社内規則による譲渡制限解除時の価額での収入計上を退けることは、納税者にとってあまりにも不利益な取扱いといえる。

このように、私見として、RSについては、「個別の投資判断」が介入しない場合には「納税者の恣意」の介入は無いとみたくえて、「個人の置かれた地位・状況等」を考慮し、「処分可能性」を判断すべきと考える。

第2節 裁判例・裁決例への当てはめ

第1節では、株式報酬に係る経済的利益の収入計上時期について、法36条を適用するに当たっては、権利確定主義を画一的に適用するのではなく、その所得が「測定可能性」及び「処分可能性」を有することをもって所得が「実現」と判断すべきとする基準を明らかにした。さらに、RSについては、その「処分可能性」を判断するに当たって、「個別の投資判断」が介入しない場合には「納税者の恣意」の介入は無いと判断したうえで、「個人の置かれた地位・状況等」を考慮すべきものとする。以下では、この判断基準を、前掲の各事案の事実に対当てはめてその妥当性を検証する。

1. 平成17年判決

まず、平成17年判決は、権利の性質について明確に観念しなかったため、「測定可能性」及び「処分可能性」を有する時点がいつになるのかを検討

する。本件 RS については、その帰属確定日において株式の売却等が可能となることから、その時点において市場における測定可能性及び処分可能性を有することとなる。したがって、本判決と同様に、帰属確定日が収入計上時期とされるべきである。

2. 平成24年判決

平成24年判決も、権利の性質について明確に観念しなかったため、「測定可能性」及び「処分可能性」を有する時点がいつになるのかを検討する。本件 RSH については、一定の条件を満たすことにより、株券を受領し、当該株式の売却等が可能となる権利確定日において、測定可能性及び処分可能性を有することとなる。したがって、本判決と同様に、権利確定日が収入計上時期とされるべきである。

3. 平成27年判決

平成27年判決は、権利確定主義の適用に当たって、本件 SU を「給与等に係る債権」と位置付けたうえで、その「履行期の到来」を基準として設定した。しかし、第1節における検討に基づき、この根拠づけは適当でないと考える。そのうえで、本件 SU の「測定可能性」及び「処分可能性」を有する時点がいつになるのかを検討する。本件各 SU は、予定確定日に確定した上で、予定転換日に取り消されなくなり、株式に転換される。そして、証券取引法又はF社グループの従業員取引ポリシーから生じる可能性のある制限を除き、あらゆる譲渡制限を受けないものとなる。しかし、Xの、F取引方針により、付与契約上の譲渡制限解除後も株式を譲渡できない状況にあったという事情は、「個別の投資判断」が介入しないことから、「納税者の恣意」の介入の余地はなく、考慮されるべきと考える。よって、転換日後で、Xが実質的にその株式を処分することが出来るようになった、最も早い時点（本件でいえば、F取引方針による譲渡制限の解除時）を、収入計上時期とすべきである。

4. 平成24年裁決

平成24年裁決は、権利の性質について明確に観念しなかったため、「測

定可能性」及び「処分可能性」を有する時点がいつになるのかを検討する。本件各アワードは、ベストイング日において取り消されなくなり、G株式又は金銭を受領する資格を有することとなる。しかし、その内訳は付与者の裁量により決定し、本件については入庫日に判明した。よって、ベストイング日においてはその市場における価値を測定することは不可能であり、測定可能性を有していなかったといえる。測定可能性及び処分可能性を有することとなったのは、内訳が客観的に明らかになった入庫日である。したがって、本裁決と同様に、入庫日を収入計上時期とすべきである。

おわりに

これまで述べてきたように、株式報酬に係る経済的利益の収入計上時期の判断については、措法29条の2や令84条の各規定が適用されない場合、法36条の解釈に委ねられている。しかし、過去の判例及び裁判例では、法36条がどのように解釈適用されるのかについて、必ずしも明らかではなかった。そのため、本稿では、株式報酬に係る経済的利益の収入計上時期に関して、RSをめぐる裁判例や裁決例を取り上げながら、その判断基準を検討してきた。

まず、第1章では、わが国における株式報酬制度の導入の経緯や意義、その類型について概観し、その課税関係にふれることで、わが国においては未だに株式報酬に係る経済的利益の収入計上時期の判断基準が明確でないことを指摘した。そのうえで、第2章では、法36条の所得の年度帰属の原則規定の解釈を整理検討した。さらに、主要な最高裁判決とともに学説を紹介することで、判例及び通説は、所得の年度帰属を判断するに当たって、原則として「権利確定主義」を判断基準としており、その所得につき「処分可能性」を有することを要件としていることを明らかにした。しかし、学説上、権利確定主義にも批判は多く存在し、その代わりにの基準として「実現概念」を採用する見解も主張されている。

次に第3章では、米国親会社 SO 判決の地裁判決・控訴審判決における収入計上時期に関する裁判所の判断や、それに対する学説を紹介することで、株式報酬に係る経済的利益の収入計上時期の従来の考え方を整理検討した。そして、第4章では、RSの収入計上時期をめぐる裁判例及び判決例を紹介し、権利確定主義の適用のためにその株式報酬制度における「権利」を明確に観念するか否かという点で違いがあることを指摘した。そして、それらは、その株式報酬につき「換価可能性」や「処分可能性」を有することを要件として収入計上時期を判断していた。また、「処分可能性」については、社内規則による譲渡制限を考慮するか否かについても争われており、RSについては、その「処分可能性の個別的事情の考慮の限界」も検討すべきであることを主張した。

最後に、第5章では、株式報酬に係る経済的利益の収入計上時期について、法36条を適用するに当たっては、私見として権利確定主義を画一的に適用するのではなく、その所得が「測定可能性」及び「処分可能性」を有することをもって所得が「実現」したと判断すべきとする基準について主張した。さらに、RSに係る経済的利益については、その「処分可能性」を判断するに当たって、「個別の投資判断」が介入しない場合には「納税者の恣意」の介入は無いと判断したうえで、「個人の置かれた地位・状況等」を考慮すべきものとする私見を述べた。

以上のように、本稿では、株式報酬、特にRSに着目してその経済的利益の収入計上時期について論じてきた。そのなかで、法36条の解釈から新たな判断基準を提示したものの、今後、また新しい株式報酬制度の導入が進めば、解釈論にも限界が生じるおそれがある。そうなると納税者の予測可能性を高めるためにも、立法による収入計上時期の整備が必要になることが予想されるが、それについてはまた別の機会に論じたいと思う。

- 1) 岡本勝秀「ストック・オプション報酬制度を巡る課税問題について」税大論叢29号146頁(1997)。
- 2) 増井良啓「ストック・オプションと所得課税」日税研論集57号106頁(2006)。
- 3) 民集59巻1号64頁。
- 4) 国税庁「ストックオプションに対する課税(Q&A)(情報)」(2023)、佐藤英明「信託型ストックオプションの課税関係」税務事例研究197号20-21頁(2024)。
- 5) 本稿では、令84条の規定の要件を満たすもののみを「特定譲渡制限付株式」と呼び、RSと区別している。
- 6) 畑山茂樹「株式を利用したインセンティブ報酬の収入計上時期に関する一考察」税大論叢92号3頁17-18頁(2018)。
- 7) 田中治「税法における所得の年度帰属——権利確定主義の論理と機能——」大阪府立大学経済研究32巻2号161頁(1987)。
- 8) 中村慎二『新しい株式報酬制度の設計と活用——有償ストック・オプション&リストラクテッド・ストックの考え方——』12頁(中央経済社、2017)。
- 9) インセンティブ報酬導入の効果として、ウイリス・タワーズワトソン「日米欧 CEO 報酬比較」(2024年8月6日) <<https://www.wtco.com/ja-jp/news/2024/08/report-fy2023-comparison-of-compensation-for-ceos-between-japan-the-united-states-and-europe>> (2024年11月30日最終閲覧)、武井一浩編『企業法制改革論Ⅱ——コーポレート・ガバナンス編——』117頁(中央経済社、2013)参照。
- 10) 経済産業省産業組織課「『攻めの経営』を促す役員報酬——企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引(2023年3月時点版)——」9頁(2023)、内閣府「『日本再興戦略』改訂2015——未来への投資・生産性革命——」44頁(2015)参照。
- 11) 武井・前掲注(9)130頁〔楠筭発言〕、渡辺徹也「役員に対するインセンティブ報酬への課税とコーポレート・ガバナンス——リストラクテッド・ストックを中心に——」宍戸善一=後藤元編『コーポレート・ガバナンス改革の提言——企業価値向上・経済活性化への道筋——』250-251頁(商事法務、2016)。
- 12) わが国が34%であるのに対し、米国が9%、欧米各国が23~26%である。ウイリス・タワーズワトソン・前掲注(9)参照。
- 13) 松尾拓也ほか編『インセンティブ報酬の法務・税務・会計——株式報酬・業績連動型報酬の実務詳解——』25-28頁(中央経済社、2017)。
- 14) 中村・前掲注(8)29-30頁、松尾・前掲注(13)27-28頁。
- 15) 中村・前掲注(8)50-51頁、武井・前掲注(9)130-131頁。
- 16) 松尾・前掲注(13)272-275頁。
- 17) 中村・前掲注(8)44頁、松尾・前掲注(13)275頁。パフォーマンス・シェアとは、一般に、中長期の業績目標の達成度合いに応じて一定の時期に株式を交付するものである。EY 新日本有限責任監査法人「リストラクテッド・ストック、パフォーマンス・シェア等、株式報酬の会計処理」(2022年11月30日) <https://www.ey.com/ja_jp/technical/library/info-sensor/2022/info-sensor-2022-12-06> (2025年2月7日最終閲覧)。
- 18) 松尾・前掲注(13)274頁。

- 19) 同上271頁。
- 20) 同上271-272頁。
- 21) 同上272頁。
- 22) 大蔵財務協会編『改正税法のすべて』83頁（大蔵財務協会、平成8年版、1996）。
- 23) 武田昌輔監修『DHC コメンタール所得税法』4047頁（第一法規、1983）参照。
- 24) 武田・前掲注（23）3200頁参照。
- 25) 同上3206頁参照。
- 26) 酒井克彦「コーポレートガバナンスと税務（第3回）リストラクテッド・ストックに係る租税法上の取扱い——インセンティブ報酬の多様性と税制の対応（上）——」税理60巻11号192頁（2017）、渡辺徹也「ストック・オプションに関する課税上の諸問題——非適格ストック・オプションを中心に——」税法学550号63頁（2003）。
- 27) 金子宏『租税法』316-317頁（弘文堂、第24版、2022）。
- 28) 金子宏「所得の年度帰属——権利確定主義は破綻したか——」『所得概念の研究』282頁（有斐閣、1995）〔初出（日税研論集22巻、1992）〕。
- 29) 植松守雄「収入金額（収益）の計上時期に関する問題——『権利確定主義』をめぐって——」租税法研究8号33頁（1980）、佐藤英明『スタンダード所得税法』258頁（弘文堂、第4版、2024）。
- 30) 金子・前掲注（27）317頁、佐藤・前掲注（29）256頁。
- 31) 佐藤・前掲注（29）256頁。
- 32) 金子・前掲注（27）317頁、佐藤・前掲注（29）258頁参照。
- 33) 金子・前掲注（28）284-285頁、佐藤・前掲注（29）259頁。
- 34) 武田・前掲注（23）3138-3139頁、金子・前掲注（28）284頁、植松・前掲注（29）31頁。
- 35) 植松・前掲注（29）31頁、44頁。
- 36) 佐藤・前掲注（29）265頁。
- 37) 金子・前掲注（27）319頁。
- 38) 金子・前掲注（28）285頁。
- 39) 経済安定本部企業会計基準審議会編『税法と企業会計原則との調整に関する意見書——経済安定本部企業会計基準審議会中間報告——』4頁（経済安定本部、1952）。
- 40) 谷口勢津夫「税法における所得の年度帰属——税法上の実現主義の意義と判断枠組み——」税法学566号288頁（2011）。
- 41) 田中・前掲注（7）164-165頁、植松・前掲注（29）48-49頁参照。
- 42) 植松・前掲注（29）37-38頁、44頁。
- 43) 谷口・前掲注（40）287-288頁、谷口勢津夫「収入金額の計上時期に関する実現主義の意義——判例分析を中心に——」阪大法学64巻6号1544頁（2015）。
- 44) 最判昭和49年3月8日民集28巻2号186頁。
- 45) 谷口・前掲注（43）1539頁。
- 46) 谷口・前掲注（40）287頁。
- 47) 最判昭和46年11月9日民集25巻8号1120頁。
- 48) 谷口・前掲注（43）1539頁、1541頁。可部恒雄「判解」法書会『最高裁判所判例解説

民事編 (昭和46年度)』667頁 (法曹会、1972) 参照。

- 49) 最判昭和53年 2月24日民集32巻 1号43頁。
- 50) 谷口・前掲注 (40) 293頁。
- 51) 谷口・前掲注 (43) 1546-1547頁。
- 52) 谷口・前掲注 (40) 293頁。
- 53) 金子・前掲注 (27) 296-297頁。
- 54) 谷口・前掲注 (40) 289頁。
- 55) 東京地判平成15年 8月26日訟月51巻10号2741頁。
- 56) 東京高判平成16年 2月19日訟月51巻10号2704頁。
- 57) 最判平成17年 1月25日民集59巻 1号64頁。
- 58) 中尾一博「インセンティブ報酬の所得区分と課税時期」税法学562号116頁 (2009)。
- 59) 酒井克彦「親会社ストック・オプションの権利行使利益に係る所得区分 (下) ——東京高裁判決 (平成16年 2月19日判決) の検討を中心にして——」月刊税務事例36巻 6号 1-2頁 (2004)。
- 60) 志岐昭敏「給与所得か一時所得か——ストック・オプション事件——」税理47巻12号 86頁 (2004)。
- 61) 田中治「所得分類の意義と給与所得課税——ストックオプション判決を素材に——」租税法研究32号105頁 (2004)。
- 62) 酒井・前掲注 (59) 2頁参照。
- 63) 一原友彦「判解」行政判例研究会編『行政関係判例解説 (平成17年)』78頁 (ぎょうせい、2007)。
- 64) 一原・前掲注 (63) 78-79頁、田中治「ストックオプション第2弾判決の論理と実務への影響」税理46巻15号 5頁 (2003)、増田稔「判批」法曹時報60巻 2号50頁 (2008)。
- 65) 酒井・前掲注 (59) 3頁。
- 66) 田中・前掲注 (61) 105頁。
- 67) 酒井・前掲注 (59) 3頁、増田・前掲注 (64) 50頁。
- 68) 東京地判平成17年12月16日訟月53巻 3号871頁。
- 69) 矢澤圭一「判批」訟月53巻 3号877頁 (2007)。
- 70) 藤岡祐治「ストック・ユニットに係る経済的利益の課税のタイミングとその算定方法」ジュリスト1503号125頁 (2017)。
- 71) 本判決を妥当と評価する見解として、岩崎友紀「判批」月刊税務事例39巻 9号 34頁 (2007) 参照。
- 72) 渡辺徹也「インセンティブ報酬に対する課税——リストラクテッド・ストック等を中心に——」税務事例研究150号35-36頁 (2016) 参照。
- 73) 東京地判平成24年 7月24日税資262号順号12010。
- 74) 本稿の RS と分類できる。
- 75) 本件 RSH については、株券は受領できないものの、「転換」という概念がなく、「没収」される可能性が言及されており、また、実際の議決権及び配当受領権が付与されていることから、本稿においては事前交付型 RS として整理した。

- 76) 本判決を妥当とするものとして、望月爾「判批」ジュリスト1457号9頁（2013）参照。
- 77) 神田秀樹『会社法』74頁（弘文堂、第25版、2023）。
- 78) 渡辺・前掲注（72）35頁、小山浩「企業実務上留意すべき重要租税判決の解説」租税研究764号309-310頁（2013）。
- 79) 東京地判平成27年10月8日税資265号順号12735。
- 80) 本稿のRSと分類できる。
- 81) F社グループの全ての従業員の個人証券取引及びその取引口座に対して適用される規制であるF取引方針には、F社グループの法人が発行したあらゆる有価証券について、所定のウィンドウ・ピリオド内に限り取引できる旨が定められている。
- 82) 藤岡・前掲注（70）125頁。
- 83) 国税不服審判所平成24年7月24日裁決 裁決事例集88集130頁。
- 84) 本稿のRSと分類できる。
- 85) 田中・前掲注（7）184頁。
- 86) 清永敬次「権利確定主義の内容」税経通信20巻11号93頁（1965）参照。
- 87) 植松・前掲注（29）104頁、忠佐市「（1）権利確定主義からの脱皮」税経通信20巻11号69頁（1965）参照。
- 88) 清永敬次「判批」シュトイエル56号20頁（1966）。
- 89) 田中・前掲注（64）5-6頁、金子宏「Ⅷ 市民と租税」加藤一郎編『岩波講座現代法8——現代法と市民——』318-320頁（岩波書店、1966）、山田二郎『増補 税務訴訟の理論と実際』208頁（財経詳報社、1976年）参照。なお、これに反対する見解として、志岐・前掲注（60）86頁参照。
- 90) 清永敬次『税法 新装版』101頁（ミネルヴァ書房、2013）参照。
- 91) 碓井光明「判批」判例時報896号137頁（1978）参照。
- 92) 清永・前掲注（86）95頁参照。
- 93) RSに関する裁判例について、酒井克彦『裁判例からみる所得税法』255頁（大蔵財務協会、二訂版、2021）参照。
- 94) 谷口・前掲注（40）287-288頁、谷口・前掲注（43）1544頁。
- 95) 谷口・前掲注（43）1544頁。
- 96) 志岐・前掲注（60）86頁。
- 97) 金子・前掲注（27）317-318頁。
- 98) 清永・前掲注（86）95頁参照。
- 99) 谷口・前掲注（43）1550頁。
- 100) 谷口・前掲注（43）1550頁。一原・前掲注（63）78頁参照。
- 101) 渡辺伸平『税法上の所得をめぐる諸問題——司法研究報告書第19輯第1号——』65頁（法曹会、1967）。
- 102) 谷口・前掲注（40）292-293頁。
- 103) 谷口勢津夫『税法基本講義』260頁、357頁（弘文堂、第7版、2021）参照。
- 104) 谷口・前掲注（43）1551頁。
- 105) 谷口・前掲注（103）357頁。碓井光明「租税法における課税物件の帰属について（1）」

税経通信26巻14号60頁 (1971) 参照。

- 106) 谷口・前掲注 (43) 1551頁参照。
- 107) 谷口・前掲注 (103) 205頁、357頁。
- 108) 田中・前掲注 (7) 191頁、清永・前掲注 (88) 20頁。
- 109) 金子・前掲注 (27) 88頁。
- 110) 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 (重要事実に係る規制の適用除外) 59条 1 項及び 4 項参照。
- 111) 平成24年判決は、当該 RSH が「このような目的の下に付与される RSH は、少なくとも過去の特定期間の業績に基づき、賞与の一部について現金に換えて付与されるという性質を有するもの」と認定している。